

印紙税法第5条第3号の規定により印紙は  
ちよう付しない。

住宅貸付  
借用証書

貸付種類 (住宅・在宅介護・災害・災害再) 貸付

貸付番号 99999 号

貸付金額 金 9999 万円

横浜市職員共済組合貸付規程 (以下「規程」という。) 及び横浜市職員共済組合貸付規程  
実施細則 (以下「細則」という。) に基づき、上記の金額を借用いたしました。

ついては、次の条項を守り必ず償還いたします。

第1条 利息は年 パーセントとし、規程に規定する貸付利率に変動が生じた場合  
にあつては変動後の利率を適用する。

第2条 借受人に次の事由が生じたときは、即時償還することとする。

- (1) 組合員の資格を失ったとき。(継続長期組合員になった時を除く。)
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する  
手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) その他規程又は細則に違反したとき。

第3条 借受人は前項の事由が生じた場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、  
地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第48条及び第115条に基づき、給与等又は  
退職手当等から未償還元利金を償還する。

第4条 この貸付について、訴訟が生じたときは、現住所のいかんにかかわらず、横浜市  
職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。

第5条 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、  
貸付に係る情報を保険契約を締結した保険会社に提供することをあらかじめ同意する。

物件所在地 横浜市 △△区 □□町 888番地

横浜市職員共済組合理事長

※

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

借受人住所 横浜市 〇〇区 〇〇町 999番

(捨印欄)

所属 〇〇 区 局 〇〇〇〇 課

共  
済

職・氏名 事務職 共済 太郎

共  
済